

総務常任委員会

平成29年12月8日(金)

総務常任委員会

定例会名 平成29年第4回定例会
招集日時 平成29年12月8日(金) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 8名
委員長 杉森弘之
副委員長 遠藤憲子
委員 中根利兵衛
" 山越守
" 尾野政子
" 小松崎伸
" 守屋常雄
" 伊藤裕一

欠席委員 なし

出席説明員
市長 根本洋治
副市長 滝本昌司
市長公室長 吉川修貴
経営企画部長 飯泉栄次
総務部長 中澤勇仁
市民部長 高谷寿
議会事務局長 滝本仁
会計管理者 山越恵美子
秘書課長 野口克己
広報政策課長 本多聡
広報政策課危機管理監 猿渡勇彦
経営企画部次長 吉田将巳
政策企画課長 柳田敏昭
財政課長 山崎裕
総務部次長 小林和夫
総務課長 吉田充生
人事課長 二野屏公司

管財課長	橋本裕樹
契約検査課長	神宮寺昌志
税務課長	木村光裕
収納課長	山岡三千男
市民部次長兼交通防災課長	植田裕
交通防災課参事	松崎弘臣
市民活動課長	糸賀珠絵
総合窓口課長	大里真紀
システム管理課長	中島政順
監査委員事務局長	大和田伸一
庶務議事課長	野島貴夫

議会事務局出席者

書	記	飯島敦子
書	記	中根敏美

平成29年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

- | | |
|---------|-------------------------------------------------|
| 議案第 64号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 65号 | 牛久市税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 68号 | 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 74号 | 物品購入契約の締結について |
| 議案第 75号 | 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約について |

午前10時00分開会

○杉森委員長 時間前ですけれども、全員そろいましたので、これから始めていきたいと思えます。きょうは、総務常任委員会の会議を行っていききたいと思います。

ただいまから総務常任委員会を開会いたしますが、本日説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長兼交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として飯島君、中根君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 64号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 65号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第 68号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 74号 物品購入契約の締結について

議案第 75号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第64号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第64号について、提案者の説明を求めます。総務課長。

○吉田総務課長 総務課吉田です。よろしくお願いいたします。

議案第64号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、本年10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の経費の計上でございます。市議会を招集する時間的余裕がないため専決処分としたもので、今議会においてその承認を求めるものでございます。

議案書6ページ、7ページをごらんください。

まず一番上の歳入になりますが、款14国庫支出金項3委託金目1総務費委託金の衆議院議員選挙事務委託金で3,559万2,000円になります。

続きましてその下の歳出ですが、こちら款2総務費項4選挙費目衆議院選挙を執行するで衆院選及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う経費として、同額の3,559万2,000円を計上するものでございます。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第64号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある

方は御発言願います。尾野委員。

○尾野委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

今御説明をいただきました歳出の節の部分、報酬として296万6,000円、職員手当等賃金ということでここに書かれておりますけれども、これら衆議院選挙において、総勢どのくらいの皆さんでかかわってこの実際の選挙の態勢が組まれているのかということについてもちょっとお伺いしたいと思います。それぞれのその報酬、職員手当、賃金、この観点から、それぞれの各人数、そしてそれぞれの時給ですね。それから、報酬、職員手当、賃金という、職員の皆様は大体想像つくんですけれども、報酬、賃金の業務内容についてもちょっとお伺いをしたいと思います。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 お答えいたします。

それではまず報酬ですが、こちらにつきましては、期日前投票所、それから当日の投票所の管理者及び立会人、それから開票に当たっての開票管理者及び立会人、そういった方々に対する報酬でございます。こちらは延べで211名、それぞれ報酬は定めがありまして、まず投票管理者につきましては、当日の投票管理者ですと1万2,700円、これは全て日給になります。それから、当日の立会人につきましては1万800円、それと、開票管理者については1万700円。ごめんなさい、期日前投票の管理者が抜けていました。期日前投票の管理者は1万1,200円、期日前投票の立会人は9,600円、開票立会人は8,900円となっております。それから職員手当につきましては、こちらはちょっと単価というのはそれぞれ職員はありますので、これはちょっとお答えできませんが、こちら職員については、当日実数で188人、投票事務、開票事務合わせて実数としては188人となっております。それと、7番の賃金につきましては、こちらは期日前投票所及び当日の投票所の受付事務、そちらのほうをしていただく方を臨時職員として任用しております。こちらは今回の衆院選は65人、時給でお支払いしております、時給は900円となっております。

以上です。

○杉森委員長 尾野委員。

○尾野委員 今の時給についてですけれども、その時給の設定というのはどのように設定されるものなんですか。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 こちらは、牛久市一般職非常勤等の任用、勤務条件等に関する条例に規定がございます、臨時職員については900円からとなっております、その900円をお願いしております。

以上です。

○杉森委員長 尾野委員。

○尾野委員 もう1点お願いいたします。候補者のポスターの掲示板がございますけれども、現在牛久市全体での設置箇所と、そしてその設置費用、今回はどのくらいかかっているのかという

ことについてお伺いをします。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 ポスター掲示場については、牛久市は全部で172カ所設置しております。今回の衆議院選は261万9,216円でございます、1カ所当たり1万4,100円の設置費がかかっております。1万4,100円掛ける消費税ですね。合計しますと261万9,216円ということでございます。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。

以上で議案第64号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第65号、牛久市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第65号について提案者の説明を求めます。税務課長。

○木村税務課長 税務課長木村です。よろしくお願いいたします。

税務課からは、牛久市税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の2ページになります。

こちらにつきまして、第24条第2項中の控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める、附則第5条第1項中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める、新旧対照表につきましては最後のページに載っております。今回なぜこの名称変更を行うかということになるんですが、改正により夫の所得が1,000万円までの場合は控除対象配偶者であるが、1,000万円を超える場合には控除対象でなくなるため、名称の変更を行うものです。また、納税者本人の所得金額が900万円を超える場合、給与収入で言いますと1,120万円を超える場合になりますが、この場合については段階的に配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が減額されます。また、この改正により市税にどのような影響があるかと言いますと、予測できない部分もあるんですが、仮に減額が生じた場合には国のほうで補填するというようになっております。

以上です。

○杉森委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。

以上で議案第65号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第68号、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第68号について提案者の説明を求めます。政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課の柳田です。よろしくお願いいたします。

議案第68号、牛久市一般会計補正予算（第3号）のうち、政策企画課所管の部分につきまして説明させていただきます。

議案書16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

歳出になります。款2総務費項1総務管理費目10自治振興費節22補償補填及び賠償金0104コミュニティバスの運行を管理する事業でございます。コミュニティバスかっぱ号の補償金の610万円の増額補正となります。コミュニティバスかっぱ号の補償金は、運行経費から運賃

収入と国庫補助を差し引いた分について、委託先であります関東鉄道に支払っておりますが、今年度は利用者数が落ち込み、運賃収入の見込みが減額となることから、補償金を増額させていただくものです。利用者の減少の主な理由としては、私立高校の通学バスが牛久駅から高校まで運行を開始したこと、それと団塊世代の退職者の方が利用者の中でいらっしゃったかということが考えられます。

以上です。

○杉森委員長 財政課長。

○山崎財政課長 財政課山崎です。よろしくお願いします。

補正予算書14、15ページをごらんください。

歳入になります。9段の款18繰入金項2基金繰入金目の1財政調整基金繰入金、こちらは2億8,187万9,000円の減額です。今回の補正予算の調整に伴いまして生じた余剰財源を財政調整基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、次ページの16ページ、17ページをごらんください。

歳出になります。款2総務費項1総務管理費、一番下の目16財政調整基金費、こちらの歳出4,372万9,000円、財政調整基金の積み立てです。こちらは歳入でも申し上げたように、補正予算に伴った余剰財源、こちらを財政調整基金のほうに積み増しするものです。

以上でございます。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしくお願いいたします。

私からは人事課所管の補正予算の内容を説明させていただきます。

補正予算書16ページから始まる歳出の各款項目に計上しております人件費につきましては、一般会計の人件費の増減を合わせますと、合計で1,688万5,000円の増額となっております。

増減の主なものといたしましては16、17ページをごらんください。

減額の主なものとしましては款2総務費項1総務管理費目1一般管理費0101一般管理費職員管理費3職員手当等の減4,193万5,000円。こちらは職員の退職手当負担金の率が基本給の1,000分の185から1,000分の135に引き下げとなったためとなります。

増額の主なものとしましては、その下の0121非常勤職員の社会保険と公務災害補償を管理する4共済費の1,691万1,000円の増。こちらは、昨年10月より社会保険の適用拡大等による増額の見込み不足による増額補正となります。その他の増減の理由といたしましては、今年度新規採用職員の人件費、人事異動等による人数の変更などが主な理由となります。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 税務課からは歳入の増額の補正について説明いたします。

補正予算書の12、13ページをごらんください。上段になります。

款項目節1、2、1、1、固定資産税、2億2,154万6,000円、款項目節1、6、1、

1、都市計画税、1,845万4,000円、合計で2億4,000万円となります。増額となった理由につきましては、企業等の設備投資による固定資産税、特に償却資産のほうになります、の増加により、約1億6,000万円、また、新築家屋等の評価額の予算時における見込み額よりも実際は高額になったため、固定資産税と都市計画税を合わせて約8,000万円の増額となります。

以上です。

○杉森委員長 システム管理課長。

○中島システム管理課長 システム管理課中島です。よろしく申し上げます。

システム管理課関係の補正予算の説明をいたします。

16、17ページをごらんください。

款2総務費項1総務管理費目9電子計算費0104コンピュータとその周辺機器を管理する13委託料の基幹システム改修の1,004万4,000円の補正につきましては、介護保険法改正によるシステム改修費を補正計上するものでございます。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第68号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。副委員長。

○遠藤副委員長 それでは伺いたいと思います。

ページの12、13ページです。今、税務課長から償却資産の説明がございました。企業の設備投資ということですが、当初予算でこれを見ますと6億8,000万円という当初予算でありまして、こういう大きな金額が増額となっているこの理由、その辺を伺いたいと思います。

それと16ページ、17ページです。総務管理費の自治振興費のコミュニティバスの運行を管理する610万円の増額ですね。利用者等が減ったための補償金がふえたということなんですが、この辺は、そうしますと補償金は大体どのくらいと見込んでいるのかを伺います。

それと、その上の0104のコンピュータとその周辺機器を管理する基幹システム改修ですが、介護保険法の改正によるものということでのことなんですが、ここは担当課でない詳しいことの説明はどうなのかということなのですが、担当課のほうでわかっている範囲を伺いたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 遠藤委員の御質問にお答えします。

償却資産税。償却資産が約1億6,000万円と高額になっているという理由につきましては、まず償却資産は申告の締め切りが年明けの1月31日であるため、予算編成時の10月から1月の時期において見込むのは非常に難しいという時期的な問題があります。

以上です。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 コミュニティバスの運行経費の件ですけれども、補償金の見込みといたし

ましては、今年度は総額で約5,000万円になります。先ほど、主な原因としましては利用者の減を挙げましたが、プラス当初予算のときの御説明でも申し上げましたけれども、国庫補助のほうも年々上限が下がっておりまして、そういったことで今回補正をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○杉森委員長 システム管理課長。

○中島システム管理課長 御質問の改修内容についてであります。主なものとしたしましては、高額介護サービス費の見直しとなっております。自己負担1割の合計が上限を超えると一部払い戻しされる内容ですが、その上限が3万7,200円から4万4,400円への改正、それと、調整交付金における年齢区分の細分化となっております。現状では65歳から74歳、それから75歳以上という年齢区分を、65歳から74歳、75歳から84歳、それと85歳以上という区分に細分化されるという内容となっております。

主なものとしては以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 償却資産なんですけれども、確かに予算編成のときにはそういうような予想を立てるのは厳しいというのわかりました。今回の増額になっております企業の設備投資なんです。これは1社なのかどうか、それから、どのような内容なのか、この辺をもう一度伺いたいと思えます。

それと、コミュニティバスのほうですが、現在5,000万円ほど今年度は見込んでいるということなんです。国の補助の見込みが今後だんだん下がるという予想を立てているのかも存じませんが、その辺の見込みをどのように今度判断していくのかを伺いたいと思えます。

以上2点です。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 ただいまの御質問にお答えします。

主に奥原工業団地内の大企業における大型の設備投資になります。会社数につきましては、特に大きかったのは2社になります。

以上です。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 ただいまの国庫補助の件ですけれども、年々下がっておりまして、平成26年から毎年下がっていて、来年30年度もやはり下がる見込みになっております。

○杉森委員長 以上で議案第68号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第74号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第74号について提案者の説明を求めます。管財課長。

○橋本管財課長 管財課橋本です。よろしくお願いたします。

議案第74号、物品購入契約の締結について御説明いたします。

物品購入につきましては、公用バスでございます。現在使用している大型バスは平成7年度登

録で、既に22年が経過している状況です。これにより、故障も多く現在発生しておりまして、修繕費用も増加している状況でございます。故障した箇所によりましては部品の確保も困難な場合もあるため、新たに公用バスを購入するものでございます。

去る10月18日に指名参加競争入札を執行いたしまして、茨城日野自動車株式会社土浦支店が3,459万2,340円で落札したものでございます。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第74号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、公用バスの購入について伺いたいと思います。

現在の公用バスの所有台数が何台なのかということ、それと、御説明では22年を経過した、かなりの年数を経過をしているということなのですが、買いかえの対象とする場合はどういう場合があるのかということをお伺いしたいと思います。以前に走行距離をちょっと伺ったことがあるんですが、このバスについては48万8,000という言い方もされておりますので、かなり年数をたてば当然いろいろと故障なども多くなるとは思いますが、その辺の買いかえの対象としている内容について伺いたいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○橋本管財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在所有しております公用バスの台数につきましては、民間団体等に運行で使用します公用バス、そして部活動や学校行事で使用する送迎バス、それと福祉センターへの路線運行をする巡回バス、それと奥野小学校まで送迎するスクールバスと、今年度より始めました奥野小、牛久二中へ送迎するキャンパスバス等の路線を含めて8台のバスで現在運行している状況です。買いかえ対象の時期ということでございますが、買いかえ時期に関しましては、大体走行距離や故障の頻度、故障した部品の調達、確保などを勘案して買いかえを行っている状況です。現在8台のうち5台につきましては、40万をもう超えている状況です。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、40万を超えている、走行距離もそうなんですけれども、確かにある程度年数が経過をすれば故障しやすくなるし部品が入らない、そういうことが買いかえの時期と判断をしていいのかどうか。それと、その公用バス、それから送迎福祉バスとかありますが、そういう中で何台ぐらいがそういうふうに、先ほど5台とおっしゃっていたんですけれども、今後こういう議案が出てくる可能性が想定されるので、その辺ではどうなのかということをお伺いします。

○杉森委員長 管財課長。

○橋本管財課長 公用バスにつきましては、先ほども申しましたように距離数が40万キロを超えている公用車が5台あるわけなんですけれども、実際運転等をしていまして、やはり故障が目立ってきている状況でございます。その都度修理には出しておりますが、距離数的には、今のバスに

つきましては距離数はいつているわけですが、まだ使えない状況ではありませんので、今の段階ではまだ使用していく考えであります。今後それを見ながら、買いかえのほうにかえていきたいと考えております。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今回買いかえるバスが、たしか水玉模様のバスだと伺ったと思うんですが、かなり福祉巡回バスとかオレンジ色のバスだったかな、何か内装がかなりもうこれはどうなのかなということなんかも見られた部分があるんですが、確かに走行距離だけではなく直し直しメンテナンスをしながら使っているということはあるんですが、その辺の今後の見通しをどういうふうを考えていくのか、担当として伺いたいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○橋本管財課長 それではただいまの御質問にお答えいたします。

まず1台、水玉模様のバスですが、今回購入、買いかえということで行いますが、水玉模様のバスも、先ほど申しましたようにほかの公用バスが故障したときの代替として今後も使っていく考えであります。それと、先ほど申しました40万台超えが5台ありますということで、その40万台超えのバスにつきましても、大体平成35年度をめどに買いかえていく予定であります。

以上です。

○杉森委員長 尾野委員。

○尾野委員 2点お願いいたします。

この契約金額の財源の内訳と、それからこの新しいバスの利用の開始時期を改めて伺いいたします。

○杉森委員長 管財課長。

○橋本管財課長 公用バス購入の財源ですが、一般財源になります。それと開始時期ですが、納期が平成31年3月末になりますので、平成31年度からの開始ということになります。

以上です。

○杉森委員長 以上で議案第74号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第75号、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

議案第75号について提案者の説明を求めます。政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課柳田です。

議案第75号、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について説明させていただきます。

組合規約第3条に、組合の共同処理する事務のうち1号に掲げております広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事、こちらにつきましては、国が示しておりました広域行政圏計画策定要綱、こちらに基づいて、組合のほうでは計画を発足当時から策定し改定を重ねてきました。平成19年度に、平成20年度から平成29年度までの計画期間といたします第五次稲敷地方広

域市町村圏計画を策定いたしました。しかしながら、第五次策定後の平成20年12月26日に、総務省から、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は当初の役割を終えて広域市町村圏計画の策定の根拠でもありました広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止となりました。このような状況を踏まえまして、組合において幹事会、管理者会議、そういった場で協議を行いまして、現計画の計画終了年度をもって広域市町村圏計画策定を行わないことといたしました。ただ、組合においては、引き続き広域組合としての役割を十分踏まえ、広域的事業としてふさわしい新たな事務事業の展開があった場合については関係市町村と協議を行い組合の共同処理する事務としてその役割を果たしていくこととなっております。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第75号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山越委員。

○山越委員 直接この改正に関することではないんですが、関連していますので質問させていただいても、委員長、よろしいですか。

この改正については、あくまでこれは稲広の中での事務の共同処理ということになっておりますけれども、きょうはせっかく市長さんがいらっしゃっているんで、全ての一部事務組合ですね、ここの副管理者さんですよ。管理者さん、副管理者さんも含めて、かかわる全ての一部事務組合の事務を共同で処理していこうじゃないかなんていうお話は出たことがありますか。ちょっとお伺いしたいんですが。つまり、稲広も衛生組合も県南水道も、事務処理に関しては全て1カ所でやると。つまり効率化と、それから財源にもかかわってきますよね。そういう方向で今実際に処理をしているところがあるんですね。この間ちょっと視察に行ったらそのようにやっていました。それで、この県南のこの組合の中ではそういうお話があるのか。あるいは市長さんとして個人的にでも結構ですから、そういう方向性をお考えになっているかどうかちょっとお聞きしたいんですが。

○杉森委員長 市長。

○根本市長 私のほうではそういう話は伺っておりません。一つ、事務組合でも衛生組合、それからこれは県南水道もそうなんですけれども、全部がかぶっている行政区ではございませんで、取手なんか衛生組合ありますし、また稲広では取手さんが入っていませんから。だからその辺のものをどうクリアするのかなという形で、これからやはり効率的な事務というのもやっぱりこれから視野に据えたいこともございますけれども、ただ現状としては、まだ私にはそういう話は聞いておりません。

○杉森委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第64号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第65号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第74号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第75号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時40分閉会